

2019 年度 Japio 中小企業等特許先行技術調査助成事業 簡易パンフレット

2019 年度の事業内容の大きな変更点は、以下の通りです。

1. 調査対象外の案件として、以下が変更、追加になっています。
 - (1) 『審査請求期間の満了まで3ヶ月以内の特許出願は原則お受けできませんが、個別にご相談ください。』を『審査請求期間満了まで4ヶ月未満の特許出願』と変更させていただきました。当財団に到着時点で審査請求期間満了まで4ヶ月を切っている案件は、お受けできませんのでご了承ください。
 - (2) 『Japio 提携特定登録調査機関による調査』においては、『発明の単一性を満たしていない特許出願』を追加させていただきました。
2. 提出書類等（提出必須書類）を明確にいたしました。提出書類（必須）を提出いただけていない場合は、受付手続きに入れませんので、当方より提出のお願いをさせていただきます。もし、提出いただけない場合は、ご依頼をお断りさせていただきますので、ご了承ください。
3. 上記、調査対象外の案件の変更等で、調査依頼書の同意事項等が変更、追加になっており、5月の年号変更に伴い平成表記を削除しております。2019年度は、新規の調査依頼書をご利用いただき、ご依頼いただけますようお願いいたします。
4. 2019年度もご依頼の上限件数を設けさせていただきます。今年度は上限を5件とさせていただきます。予算の進行状況により上限を変更させていただく場合がございます。変更が発生した場合は、当ポータルサイトおよび Japio ホームページでご案内させていただきます。

皆様のご依頼をお待ち申し上げます。

詳しくは 当財団ポータルサイト（Patent World by Japio）をご覧ください。

<http://www3.japio.or.jp/patentworld/index.php/research>